

南三陸町 1

事業名	南三陸材利用促進事業
事業主体	南三陸町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業に係る地域産業の再生を図るため、地元材を使用した住宅、事務所等を新築または改築する個人または事業者に対し、木材費用の一部として補助金を交付するもの。	
補助対象要件	(1) 町内木材住宅等の建設を行うこと。 (2) 木造住宅等を新築する場合にあっては、5 立方メートル以上の地元材を使用し、木造住宅等を増築または改築する場合にあっては、2 立方メートル以上の地元材を使用すること。 (3) 建築基準法（昭和25 年法律第201 号）における建築工事届の提出をすすめていること。 (4) 町税等の滞納がないこと。	
補助金額等	地元材使用材積	補 助 金
	使用した地元材の材積 1 ㎡につき	50,000 円／戸
	上限 500,000 円／戸	
補助申請期間	毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで	
その他	南三陸町役場 農林水産課窓口において申請書類を配布しています。 ※ご不明な点は問い合わせ先までご連絡ください。	
ホームページ	https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/shigoto-sangyo/sangyoshinko/4/6961.html	
お問合せ先	南三陸町 農林水産課 農林業振興係 0226-46-1378	

南三陸町 2

事業名	南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業
事業主体	南三陸町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	地球温暖化対策を推進し、自然環境と調和した住環境を整備することを目的として、住宅用太陽光発電システムを設置する方へ、設置費用の一部を補助します。
補助対象要件	1. 住宅等に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人 2. すべての町税等に未納がないこと 3. 実績報告時に、太陽光発電システムを設置した住宅等の所在地に住民基本台帳の登録があること
補助金額等	1 k wあたり 3 万円を乗じた額（上限 1 2 万円）
補助申請期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
その他	・南三陸町役場 農林水産課窓口及び南三陸町ホームページにおいて申請書類を配布しています。 ・「南三陸町ホームページ」⇒「くらし」⇒「生活環境」⇒「環境保全」⇒「住宅用太陽光システム普及促進事業」 ※ご不明な点は問い合わせ先までご連絡ください。
ホームページ	https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/kurashi/seikatsukankyo/7/7053.html
お問合せ先	南三陸町 農林水産課 環境係 0 2 2 6 - 4 6 - 5 5 2 8